

【新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方】

# 国民健康保険税の徴収猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、国民健康保険税の支払いが困難な方に対して、国民健康保険税の徴収を猶予・減免します。

Q. 国民健康保険加入者全員の保険税が徴収猶予・減免になるのですか？

A. 制度の利用には、いくつかの条件があります。条件を満たした方が徴収猶予・減免の対象です。

## 徴収猶予について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は1年間、税の徴収猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

【徴収猶予の要件】 次の①、②のいずれも満たす納税者が対象

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年と同じ時期に比べて約20%以上減少している方
- ②一度に納付や納入が困難な方

## 減免について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は税額の減免を行います。

【減免対象の要件】 次のいずれかに該当する方が対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯【全額減免】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業、不動産、山林、給与収入等の減少が見込まれ、次の(1)～(3)までの全てに当てはまる世帯【一部減免（裏面のとおりの）】
  - (1) 収入等の減少額※1が前年の収入額の10分の3以上であること。  
(※1保険金等により、補填されるべき金額を控除した額)
  - (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
  - (3) 減少が見込まれる収入等にかかる所得以外の、他の所得の前年の合計額が400万円以下であること。

## 減免額の算定方法

### ■減免額の計算式

$$\text{対象保険税額} \times \text{減額または免除の割合} = \text{保険税減免額}$$

### ■減免額の計算式

$$\text{対象保険税額} = (\text{ア}) \times (\text{イ}) / (\text{ウ})$$

(ア)：対象世帯の国民健康保険加入者全員の保険税額

(イ)：減少することが見込まれる事業等の収入にかかる前年の所得額

(減少することが見込まれる収入が2以上ある場合はその合計額)

(ウ)：「加入者が属する世帯の主な生計維持者」及び「対象世帯に属する全ての加入者」の前年の合計所得金額

### ■減額又は免除の割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下の場合	全部
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

### ■その他

○新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の廃止等を行った場合は、前年の所得に関わらず、税額の全部を免除します。

○現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる方は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより、保険税の軽減を行うこととし、今回の措置による減免は行いません。

○減免制度に関するお問い合わせ先

甲賀市 総務部 税務課 市民税係

TEL：0748-69-2128

FAX：0748-63-4574

○徴収猶予に関するお問い合わせ先

総務部 税務課 滞納債権対策室

TEL：0748-69-2131

FAX：0748-63-4574